

瀬戸市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月29日

瀬戸市議会議長 宮 薫 伸 仁

瀬戸市議会規則第2号

瀬戸市議会会議規則の一部を改正する規則

瀬戸市議会会議規則（昭和32年瀬戸市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>(請願書の記載事項等)</u> 第90条 請願書には、 <u>邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。</u> <u>2 請願者が法人の場合は、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。</u> <u>3 <省略></u>	<u>(請願書の記載事項)</u> 第90条 請願書には、 <u>邦文を用い請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し押印しなければならない。</u> <u>2 <省略></u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。